

平成19年12月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第4715号 不当利得返還請求事件

中間の争いについての口頭弁論終結日 平成19年9月28日

中 間 判 決

愛知県瀬戸市

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同訴訟復代理人弁護士

同

同

石 川 真 司

橋 本 奈 奈

瀧 康 暢

山 田 克 己

伊 藤 陽 児

名古屋市

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

同

株 式 会 社

主 文

被告訴訟代理人支配人及び同が、いずれも訴訟上の代理権を有しないことを確認する。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、147万5690円及び内105万1241円に対する平成18年1月6日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、利息制限法所定の制限利息を上回る利息を支払ってきたため過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権に基づき、

過払金の返還及び過払金に対する利息の支払いを求めた事案である。

## 2 中間の争い

原告は、被告訴訟代理人支配人[ ](以下「[ ]」という。)及び同[ ](以下「[ ]」という。)につき、訴訟上の代理権を有しない旨主張し、その有無が争われた。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 会社の支配人は、会社に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するとされており(会社法11条1項)、会社の支配人が特定の営業所に置かれた場合には、その営業所が行う事業に関して、支配人は包括的代理権を有するものである。そして、会社の支配人が、弁護士のような法律に関する専門的知識を有しないにもかかわらず、民訴法54条1項本文にいう「法令により裁判上の行為をすることができる代理人」(法令による訴訟代理人)とされるのは、会社の使用人としてその担当する事業に精通するとともに、その事業に関する包括的代理権を有していることから、その事業に関する訴訟については、支配人による訴訟遂行は会社の代表者による訴訟遂行と実質的に同視しうるものであり、訴訟手続の円滑な進行も害されるところが少ないためであると解される。

そうすると、会社の支配人に法令による訴訟代理人としての資格があるというためには、形式的に支配人としての登記がなされていれば足りるものではなく、実質的にみても、上記のような包括的代理権を与えられていることが必要である。以下、これを前提に検討する。

- 2 証拠(甲16ないし23, 乙ハ6, 7, 14の1ないし乙ハ18, 証人[ ], 証人[ ]。ただし、後記認定に反する部分を除く。)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを左右するに足りる証拠はない。

- (1) 被告は、主に一般消費者を対象として貸金業を営む会社であり、本店所在地は名古屋市西区則武新町3丁目5番7号である。

平成17年10月ころの時点においては、13の営業所が被告の支店として登記されていたが、支配人に関しては、本店についての支配人として■A (以下「■A」という。)が選任されて登記されているのみであった。しかし、平成18年11月以降、東京都所在の1支店を除く全ての被告の支店について、それぞれ支配人が選任されて登記されるようになった。

現在、12の営業所が被告の支店として登記されており、そのうち東京都所在の1支店を除く11の営業所についてそれぞれ支配人が選任されて登記されているので、■Aを含め、支配人総数は12人となっている。そして、そのうち、名古屋市中村区名駅 号所在の「名駅前支店」の支配人として登記されているのが■であり、中区金山 号所在の「金山支店」の支配人として登記されているのが■である。

- (2) 被告の本店においては、組織上、代表取締役社長の下位に、営業本部が設置され、その下位に、営業部、債権管理部、総務部、情報システム部が設置されている。そのうち、営業部は融資等を担当し、債権管理部は、債権回収のための訴訟の提起、遂行のほか、過払金返還訴訟を提起された場合についての訴訟遂行等を担当している。
- (3) 被告が当事者となった訴訟においては、■Aのみが支配人として登記されていたときには、■Aが被告訴訟代理人として裁判所に出廷していたが、上記のとおり、各営業所について支配人の登記がなされるようになってからは、訴訟となった取引を担当する営業所の支配人が被告の訴訟代理人として出廷するようになっている。
- (4) ■は、平成14年6月から、名駅前支店の支店長として勤務し、平成18年3月には本店の営業部の副部長となり、その際、別の者が同支店の支店長となったものの、■はその後も同支店に引き続き常駐して同支店の業務を担当しており、本店の業務は担当していない。■は、同年12月6日、名駅前支店の支配人に選任されて登記された。被告の組織上、■は名駅前支店の支

店長より上位となる。

- (5) ■■■■■ は、平成18年3月から、名古屋市中区錦■■■■■号所在の「栄支店」の支店長として勤務し、同年11月28日、同支店の支配人に選任されて登記された。しかし、被告は、平成19年3月9日、栄支店を廃止し、同支店が担当していた取引については全て名駅前支店に移管した。これに伴い、■■■■■ は、金山支店の支店長に異動となり、金山支店の支配人に選任されて、同月13日にその旨登記された。
- (6) ■■■と■■■■■ とでは、被告の組織上、本店の副部長である■■■が上位となる。また、被告の各支店の支配人である各支店長は、被告の組織上、同格であって、与えられている権限にも差異はない。
- (7) 原告と被告との間の貸付取引（以下「本件取引」という。）は、元来、被告の栄支店が担当する取引であったが、上記のとおり、栄支店の廃止に伴って平成19年3月に名駅前支店に移管され、現在も、同支店が担当している。
- (8) ■■■は、名駅前支店の担当する取引に関し、被告が、取引相手から、利息制限法所定の利息を上回る利息を支払ったことによる過払金（以下単に「過払金」という。）の返還を請求された場合に、被告を代理して、取引相手との間で返還金額等の内容を合意し、その返還を行うための包括的な権限については、被告から与えられていない。
- また、■■■は、名駅前支店の担当する取引に関する被告を当事者とする訴訟につき、被告を代理してその訴訟を遂行するための包括的な権限については、被告から与えられていない。
- (9) ■■■■■ は、栄支店の支店長であった際、栄支店の担当する取引に関し、取引相手に対する融資について、被告を代理して、融資金額等の内容を合意し、その融資を行うための包括的な権限については、被告から与えられておらず、また、被告が取引相手から過払金の返還を請求された場合に、被告を代理して、取引相手との間で返還金額等の内容を合意し、その返還を行うための包

括的な権限については、被告から与えられていなかった。

さらに、[ ]は、栄支店の支店長であった際、栄支店の担当する取引に関する被告を当事者とする訴訟につき、被告を代理してその訴訟を遂行するための括的な権限については、被告から与えられていなかった。

なお、[ ]は、上記のとおり金山支店の支店長に異動となつてからは、本件取引を担当していない。

- 3 上記2(8)の認定に対し、[ ]は、過払金の返還について、営業本部長に事前に確認しなければならないことがあることは認めつつも、少ない金額であれば自らが決裁できる旨証言するのであるが、自らが決裁できるとする金額に関してはあいまいな証言しかせず、[ ]には過払金の返還について括的な代理権が与えられていないことが推認される。

また、[ ]は、自らに訴訟遂行上の括的な代理権があるかのような証言もするが、その証言内容はあいまいであるばかりか、平成19年9月28日の本件口頭弁論期日において、事前に被告から当裁判所に写しがファクシミリ送信されていた書証(乙ハ19ないし28)につき、[ ]は、これを証拠として提出する旨述べたにもかかわらず、同期日に行われた尋問においては、本店の債権管理部に確認しないと上記書証の立証趣旨を述べるできない旨証言したことに照らし、[ ]は被告が提出しようとする書証の立証趣旨すら知らずに出廷しているものであつて、本件における被告による書証の提出行為等が、[ ]の意思を確認せずに、被告本店の債権管理部の判断に基づいて行われていることは明らかであり、[ ]には訴訟遂行上の括的な代理権は与えられていないことが推認される。

- 4 上記2(9)の認定に対し、[ ]は、融資について、200万円ないし300万円以下の額については本店の最終確認を得ることなく自ら決済できる旨や、過払金の返還について、10万円以下くらいであれば自らが決裁できる旨を証言するのであるが、自らが決裁できるとする金額に関してはあいまいな証言し

かせず、[ ]には融資及び過払金の返還について包括的な代理権が与えられてこなかったことが推認される。

また、[ ]の訴訟遂行上の代理権の内容に関し、[ ]の証言はあいまいである上、被告の組織上、支配人たる支店長の上位者である[ ]ですら上記のとおり訴訟遂行上の包括的代理権が与えられていないことからすれば、[ ]においても、訴訟遂行上の包括的代理権は与えられてこなかったものと推認される。

5 以上によれば、[ ]について、実質的に支配人として包括的代理権を与えられているものとは認めがたく、訴訟上の代理権を有すると認めることはできない。

また、[ ]についても、現在、本件取引を担当しておらず、本件について訴訟上の代理権を有していないことは明らかであるが、過去においても、実質的に支配人として包括的代理権を与えられていたものとは認めがたく、訴訟上の代理権を有していたと認めることはできない。

よって、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第3部

裁 判 官 尾 崎 康

これは正本である。

平成19年12月14日

名古屋地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 民山裕子



